

平成30年以降に制定された8道府県の条例項目対比一覧

資料2

犯罪被害者等基本法		高知県犯罪被害者等支援条例		埼玉県	福岡県	北海道	滋賀県	大分県	三重県	和歌山県	大阪府
平成17年4月1日施行		平成32年4月1日施行目標		平成30年3月30日	平成30年3月30日 平成31年4月1日	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日 予定	平成31年4月1日 予定	平成31年4月1日 予定
1~3条	目的/定義/基本理念	1~3条	目的/定義/基本理念	○	○	○	○	○	○	○	○
4条	国の責務										
5条	地方公共団体の責務	4条	県の責務	○	○	○	○	○	○	○	○
		4条②	県の責務 (県の市町村への支援規定)	○	○			○	○		○
6条	国民の責務	5条	県民の役割	○	○	○	○	○	○	○	○
		6条	事業者の役割	○	○	○	○	○	○	○	○
5条	地方公共団体の責務(再掲)	7条	市町村の役割		○			○			
		8条	民間支援団体の役割	○	○	○	○	○	○	○	○
7条	連携協力	20条	高知県犯罪被害者等支援 推進会議	○	○	○	○	○	○		○
8条	犯罪被害者等基本計画	19条	犯罪被害者等の支援に関 する指針	○	○	○	○	○	○	○	○
		19条③	支援に関する指針 (県民の意見反映)		○	○	○	○	○		○
9条	法制上の措置(主語:政府)	21条	財政上の措置	○	○	○	○	○	○	○	○
10条	年次報告	19条⑥	施策の実施状況の公表 ※適宜	○	○	○		○			○
11条	相談及び情報の提供等	9条	相談窓口の設置、情報の 提供	○	○	○	○	○	○	○	○
12条 13条	損害賠償等の請求につい ての援助等 給付金の支給に係る制度 の充実等	10条	経済的負担の軽減	○	○			○	○		○
14条	保健医療サービス及び福 祉サービスの提供	11条	日常生活の支援	○	○	○		○			
14条	保健医療サービス及び福 祉サービスの提供	12条	心身に受けた影響からの 回復	○	○	○	○	○	○	○	○
15条	安全の確保	13条	安全の確保	○	○	○	○	○	○	○	○
16条	居住の安定	14条	居住の安定	○	○	○	○	○	○	○	○
17条	雇用の安定	15条	雇用の安定	○	○	○	○	○	○	○	○
18条	刑事に関する手続への参 加の機会を拡充するた めの制度の整備等									○	
19条	保護、捜査、公判等の過 程における配慮等				○					○	
20条	国民の理解の増進	16条	県民の理解の増進	○	○	○	○	○	○	○	○
21条	調査研究の推進等	9条	相談窓口の設置、情報の 提供(再掲)	○	○	○	○	○	○	○	○
		17条	人材の育成等	○	○	○	○	○	○	○	○
22条	民間の団体に対する援助	18条	民間支援団体に対する支 援	○	○	○	○	○	○	○	○
23条	意見の反映及び透明性の 確保	19条③	支援に関する指針 (県民の意見反映)		○	○	○	○	○	○	○
24条~ 30条	犯罪被害者等施策推進 会議	20条	高知県犯罪被害者等 支援推進会議	○	○	○	○	○			
附則1条	施行期日	附則1項	施行期日	○	○	○	○	○		○	○
附則7条	政令への委任										
		附則2項	条例の見直し	○	○	○					
他 県 独 自 規 定	支援従事者の責務						○				
	学校における教育(※1)						○		○		
	市町村の総合的対応窓口の体制の充実			○							
	支援従事者に対する支援								○		
	損害賠償請求への支援								○	○	
	被害者支援調整会議										○
	個人情報の適切な管理								○		○
生活資金の貸付け等									○		

(※1) 当県案においては、学校における教育に関する特化した条項は無いが、第16条の「国民の理解の増進」の規定に、教育の充実についての規定がある。

(※2) 当県案においては、個人情報の適切な管理に関する特化した条項は無いが、第13条の「安全の確保」の規定に、個人情報の適切な取扱いについての規定がある。